

平成22年度 第1回 福岡市食育推進会議

日時：平成22年8月2日（月）14:00～15:30

場所：福岡国際ホール 大ホールB

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 委員紹介

4 職務代理者の指名

5 議題

議題1 福岡市食育推進計画の推進状況

(1) 計画の推進状況（資料1）

(2) 今後の計画推進（資料2）

議題2 第2次福岡市食育推進計画の検討

(1) 第2次計画の基本的な考え方（資料3、資料4）

(2) その他

6 閉会

参考資料1 内閣府の取組 食育推進評価専門委員会「審議経過報告書」（平成21年8月24日）

参考資料2 平成22年度 福岡市食育推進関係主要スケジュール

○福岡市食育推進会議条例（平成18年3月30日条例23号）

福岡市食育推進会議条例

平成18年3月30日

条例第23号

（設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、福岡市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画を作成するとともに、関係機関等と連携し、その実施を推進すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

（会長）

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから市長が任命する者
 - （2） 本市の職員のうちから市長が任命する者
 - （3） その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 推進会議に、特定の事項について調査し、及び審議させるため、部会を置くことができる。

（関係者の出席）

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、保健福祉局において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

福岡市食育推進会議委員

任期 平成22年7月31日～平成24年7月30日

番号	区分	所属団体名等	役職等	氏名
1	議会	第1委員会	代表	渡辺 裕江
2		第2委員会	代表	池田 良子
3		第3委員会	代表	玉井 輝大
4	学識経験者	学校法人中村学園大学	教授	甲斐 諭
5		公立大学法人福岡女子大学	教授	早淵 仁美
6	関係団体	社団法人福岡市医師会	会長	江頭 啓介
7		社団法人福岡市歯科医師会	会長	山本 達雄
8		社団法人福岡県栄養士会	会長	城田 知子
9		社団法人福岡市調理師連合会	会長	高橋 徹
10		福岡市農業協同組合	代表理事組合長	倉光 一雄
11		福岡市食生活改善推進員協議会	会長	藤田 佳世子
12		福岡市小学校長会	代表	小嶋 悦子
13		福岡市中学校校長会	会長	田中 賢次
14		福岡市PTA協議会	会長	疋田 敏明
15		社団法人福岡市保育協会	理事	濱崎 千恵
16		社団法人福岡市私立幼稚園連盟	会長	石田 賢二
17		NPO法人コンシューマ福岡	代表	石三 クニ子
18	社団法人福岡市食品衛生協会	会長	南原 茂	
19	地域代表	福岡市公民館館長会	副会長	前田 幸利
20		福岡市自治協議会等7区会長会	代表	篠崎 弘光
21	行政関係者	福岡市	市長	吉田 宏
22		福岡市	教育長	山田 裕嗣
23		福岡市	市民局長	阿部 亨
24		福岡市	こども未来局長	吉田 恵子
25		福岡市	保健福祉局長	井崎 進
26		福岡市	農林水産局長	谷口 芳満
27		福岡市	区長代表	山口 吉則
28		福岡市健康づくり財団	理事長	田中 成幸

福岡市食育推進計画成果指標一覧

項 目		計画策定時(18年度)初期値	直近値	目標値(22年度)	
朝食を毎日食べる人の割合	幼 児	82.9%	89.6%	100%	
	小学生	81.2%	91.1%	100%	
	中学生	77.9%	86.6%	100%	
	高校生	73.6%	68.7%	100%	
	男性	20歳代	31.2%	42.6%	50%
		30歳代	50.6%	59.3%	70%
	女性	20歳代	49.6%	63.6%	70%
		30歳代	70.4%	79.7%	80%
体型	肥満	男性 30～50歳代	33.2%	30.7%	20%以下
		女性 40歳以上	20.5%	21.2%	15%以下
	低体重(やせ)	女性 18～20歳代	29.2%	32.4%	15%以下
メタボリックシンドロームを認知している市民の割合		30～64歳	85.4%	93.9%	100%
食育に関心がある市民の割合			77.6%	92.6%	90%
食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人		20歳以上	16.6%	57.0%	60%
福岡市栄養成分表示の店事業の協力店舗数			52店	91店	200店
食生活改善推進員数			836人	1,034人	1,200人
小学校給食の残滓の割合			4.3%	1.3%	2.1%
中学校給食の残滓の割合			14.6%	11.3%	7.3%
自分の食事バランスについて考えない高校生の割合			7.3%	H22年度調査予定	0%
福岡市の農林水産業を守り育てるべきと思う市民の割合			68.4%	70.4%	74%
学校給食への市内産農水産物利用割合(重量ベース)		米	3.5%	16.6%	17%
		野菜	9.9%	9.7%	14%
		水産物	0品目	1品目	2品目
食に対して「不安」「やや不安」を感じる市民の割合			42.0%	50.2%	35%

成果指標の目標値への達成状況

良好

不良

(2) 今後の計画推進

1 家庭・地域における食育の推進

(1) 若い世代・働く世代への強化支援

若い世代の朝食喫食率の増加や働く世代の健康増進対策として各区での事業を強化する。

<具体策>

- ① 大学生等へ出前講座等の食育推進支援
- ② 働く世代へネットを通しての食育支援やハード面の整備
- ③ 子育て世代の女性へ健康増進教室での健診・教育支援

(2) 地域における食育推進の強化

福岡市食生活改善推進員などのボランティアを各校区ごとに養成すると共に、地域での健康教育の強化をはかる。

<具体策>

- ① およこの食育教室の実施
- ② 高齢者のための低栄養予防教室の実施
- ③ 男性、高齢者の自立のための食育教室実施
- ④ 生活習慣病予防教室の実施
- ⑤ 野菜一皿運動の強化
- ⑥ 噛むことの重要性の普及啓発

(3) 外食産業との連携強化

福岡市健康・食育サポート店の開始

健康づくりや食生活改善に配慮したメニューやサービスに取り組んでいる店舗を拡大

2 学校・保育所等における食育の推進

学校における食育の推進

(1) 学校給食法の一部改正（平成21年4月1日施行）

学校給食を活用した食に関する指導の充実

- ① 食育の観点から学校給食の目標を改定
- ② 栄養教諭等による学校給食を活用した食に関する指導の推進

<具体策>

- ① 栄養教諭等の学校給食を活用した食に関する指導時数の増加
- ② 市内産農水産物の使用拡大

(2) 新学習指導要領における食育の位置付けの明確化

<具体策>

- ① 各学校における食育指導全体計画の作成と計画に基づいた指導の実践

(3) 研修体制の充実

<具体策>

- ① 管理職（教頭）および新規採用教員に対する食育に関する研修会を開催

(教育センター)

- ② 関係職員及び保護者に対する食に関する研修会の開催

(4) 児童生徒の朝食喫食率のさらなる増加

<具体策>

- ① 毎年朝食調査の実施
② 5年生全児童への朝食喫食指導の実施
③ 保護者への啓発（給食試食会や学校通信）

(5) 学校給食残滓率のさらなる低下

<具体策>

- ① 残滓を少なくする献立の組み合わせの研究・工夫
② 学校において担任・栄養教諭等が連携した食事の大切さ・給食の意義についての指導
③ 中学校における給食時間の延長（確保）

<参考>小・中学校給食副食残滓の割合の状況

	平成17年度 (初期値)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (11月まで)	平成22年度 (目標値)
小学校	4.3%	3.7%	2.9%	2.2%	1.3%	2.1%
中学校	14.6%	14.3%	14.4%	12.9%	11.3%	7.3%

(6) 家庭・地域との連携

地域と連携した就学前の幼児・保護者への食育推進事業の実施

保育所における食育の推進

(1) 保育所における食育推進の支援

保育所において、「新保育所保育指針（平成21年4月1日施行）」により保育の計画に位置づけられた食育計画が推進されるよう支援する。

<具体策>

- ① 食育に関する研修の実施（市保育協会及び市保育士会と連携）
- ② 食育に関する巡回相談
- ③ 食育だよりの発行（月1回）

(2) 未就学の子どもを持つ保護者への支援の充実

<具体策>

公民館や未就学児の保護者グループへ保育所の職員を派遣し、料理体験を組み入れた食支援を行う。

3 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化

(1) 学校給食における市内産農水産物の利用促進

- ① 学校給食を通じた児童と生産者との交流
- ② 学校給食向け野菜（玉ねぎなど）の生産奨励

<学校給食における市内産農産物の利用割合>

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (目標値)
野菜	10.3%	10.3%	10.6%	9.7%	14.0%
米	11.2%	12.8%	17.0%	16.6%	17.0%

※野菜：使用野菜40品目中、市内産は27品目（67.5%）である。

※米：市内産の利用割合は16.6%であり、残りはすべて県内産である。

(2) 地産地消の推進

① 市内産農畜産物の消費拡大

- ・食と農の体験教室（産地見学や料理教室等）
- ・体験田（試食や交流会等）、ファームステイ（酪農体験等）
- ・市民農園拡大推進事業 等

② 水産物の消費拡大

- ・玄海うまかもん食育事業（中学校家庭科での調理教室等）
- ・売る漁業推進事業（体験漁業、朝市夕市・直販イベント）
- ・鮮魚市場市民感謝デー（さばき方実演、展示コーナー等）

4 食文化の継承と国際交流

民間や各種関係団体等と連携・共働ですすめる。

5 食品の安全性確保と食生活に関する情報発信、調査研究

(1) 「福岡市食の安全安心に関する基本方針」(平成21年4月改定)に基づく施策の推進

<具体策>

- ① 効果的効率的な監視指導や食品の抜き取り検査の実施

(2) 消費者向けの情報発信の継続及び充実

<具体策>

- ① 生活衛生情報誌「くらしメール」の発刊
- ② 福岡市ホームページに食品の検査状況を公開
- ③ 体験型行事、リスクコミュニケーション事業の開催

<参考>平成21年度主な取り組み(食品衛生月間行事など)

- ・味噌、醤油作り、乳絞りとアイスクリーム作り、パンお菓子作りを体験しながら食品衛生に関する知識を身につける
- ・卸売市場や工場の見学で事業者の食の安全や食育を考える講演会の開催
- ・料理研究家コウケンテツ氏を招いて食の安全や食育を考える講演会の開催
- ・スーパーマーケットを舞台に事業者と協働したリスクコミュニケーション(スーパープロジェクト)の実施(消費者目線での食品検査、パネルディスカッションなど)

(3) 事業者の支援

<具体策>

- ① 関係機関と連携した新規開業者向け講習会の実施
- ② 福岡市の特産品である、からしめんたいこ業界と協働したコンプライアンスの徹底及び衛生管理の向上の取組み(法令順守や衛生管理の手引き作成、講習会の開催など)
- ③ 事業者の優れた取組みを行政が評価して広報する仕組みの検討

(4) 調査研究

- ① 原材料の偽装防止に役立つ魚卵のDNA鑑定技術の開発による調査
- ② 食品衛生研究発表会の開催(食品関係課を対象とした調査研究、報告事例の発表会)

「第2次福岡市食育推進計画」の検討について

(現行)「福岡市食育推進計画」(平成19年3月策定)

これまでの推進状況の評価とそれを踏まえた成果及び今後の課題

1 食育推進の基本理念

家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、子ども期からの基礎的な食習慣の確立を図るとともに、福岡の豊かな農林水産物の活用を通し、食の大切さへの理解を深めることにより豊かな人間形成を目指します。

2 食育推進の視点

福岡市の食の現状と特徴を踏まえ、食を通じて人と地域が育まれるよ
う次に掲げる3つの基本的な視点に立って食育に取り組みます。

- (1) 生涯を通じた健全な食生活の確立と実践
- (2) 食育を核とした地域コミュニティの活性化
- (3) 市民運動による食育の推進

3 具体的な施策の方向性

- (1) 家庭・地域における食育の推進
- (2) 学校・保育所等における食育の推進
- (3) 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化
- (4) 食文化の継承と国際交流
- (5) 食品の安全性確保と食生活に関する情報発信、調査研究

□ 推進状況の評価

◎福岡市食育推進会議(委員28名で構成)において、食育の推進状況について毎年評価。

□ これまでの成果

◎「福岡市食育推進計画」の下、食育は着実に推進

- ・計画の成果目標指標は改善しているものがほとんど。
- ・食育に関心のある市民の割合は目標を上回った。
- ・市民の食に関する知識及び食を選択する力の向上。

□ 今後の課題として考えられるもの

◎市、地域における関係者と更に連携し、地域・家庭主体での取り組みを推進する。

◎若い世代の食生活の改善

- ・朝食欠食は改善されつつあるものの、若者の街福岡市は全国の平均より低い状態。効果的な普及対策を考える。
- ・子育て世代である30代について子どもも含め食育推進を強化。

<次期計画の考え方>

◎食育が着実に推進している現行の計画を基本的に踏襲する。

◎課題として浮かび上がった部分についてはより積極的に施策に盛り込む。

<次期計画の目標設定等>

○現行目標の見直し ○新たな指標による目標の設定

「第2次福岡市食育推進計画」の策定について

1 タイムスケジュール（案）

	食育推進会議	第2次食育推進計画の策定
4月		
5月		
6月		
7月		↓ 市政アンケート等
8月	第1回「第1次計画の評価、 課題と今後の方向性」	
9月		↓
10月	第2回「第2次計画（案）決定」	
11月		
12月		↓ パブリックコメント
1月		
2月	第3回「第2次計画決定」	
3月		

2 第2次計画素案作成

分 野	担 当 課
①家庭・地域における食育の推進	地域保健課（歯科・栄養）
②学校・保育所等における食育の推進	健康教育課、保育所指導課
③生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化	農業振興課
④食文化の継承と国際交流	地域保健課（歯科・栄養）
⑤食品の安全確保と食生活に関する情報発信、調査研究	食品安全推進課
事務局（全体調整）	地域保健課（歯科・栄養）